

市内在住の70歳以上の皆さま

9月30日
申込締切

迷惑電話防止機器を 無償貸与します！！



現在お使いの固定電話に簡単に
取り付けできます。

川崎市では、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、迷惑電話防止機能を有する機器（迷惑電話防止機器）を無償で貸与いたします。

特殊詐欺とは・・・

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のことです。



迷惑電話防止機器とは・・・

特殊詐欺を防止するため、固定電話に取り付ける機器です。この機器を取り付けると、電話機の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた人に対して、通話内容を録音する旨の警告メッセージが自動で流れ、その後の通話内容を録音することができます。

お申込み詳細

【申込条件】

- 市内在住で、申込締切日時点で満70歳以上の方
- 居住地において機器を設置し、利用する方
- 後日郵送するアンケートの回答に御協力いただける方

【貸与台数】

750台（申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。）

※抽選の当選発表は、機器の発送をもって代えさせていただきます。

なお、10月31日（土）までに機器が届かない場合は落選となります。個別の当選確認等には応じられませんので御了承ください。

【貸与期間】 6年間 【費用】 無料

【申込締切】 9月30日（水） 必着

機器貸与にあたっての注意事項

- ・神奈川県警から同様の機器の貸与を受けている方は対象外となります。
- ・機器の貸与は、1世帯につき1台となります。
- ・現況確認のため、住民票の記載事項について、所管部署にて確認させていただきます。
- ・川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団員でないことを確認するため、申込書に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会させていただきます。
- ・古い電話機（黒電話等）に機器を取り付ける場合、別途自己負担による工事が必要となる可能性がありますので、御承知おきください。
- ・機器の保証期間（1年間）経過後に発生した故障や、故意又は過失による故障に伴う修理等の対応、また機器設置や使用に伴う電気料金等の費用については、自己負担となります。
- ・機器の詐欺被害未然防止以外の目的外利用、譲渡、転貸、売却は行えません。

お申込み方法

迷惑電話防止機器貸与申込書に必要な事項を御記入いただき、**本人確認書類**※の写しを同封の上、下記の宛先へ**郵送**してください。

9月30日必着

【郵送先】（郵便番号を御記入いただければ、住所の記入は不要です。）

〒210-8577 市民文化局地域安全推進課 地域安全係 宛

※本人確認書類（例）

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、健康保険又は介護保険の被保険者証、年金手帳、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書など

申込書の配架場所

迷惑電話防止機器貸与申込書は、次の場所に配架しています。

- ・区役所（支所、出張所）、図書館、市民館
- ・川崎市社会福祉協議会（各区社会福祉協議会を含む）
- ・老人福祉センター、老人いこいの家、地域包括支援センター など



また、市HPからダウンロードすることもできます。

川崎市 迷惑電話



なお、上記の場所で申込書の入手が困難な方については、市から申込書を郵送することも可能ですので、下記お問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先



川崎市

川崎市市民文化局地域安全推進課 地域安全係

（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

【電話】044-200-2284 【FAX】044-200-3869